

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2010年度第2回中国日本商会 IPG/JETRO 知財セミナー – IPG10周年記念シンポジウム開催のご案内 –

中国日本商会 IPG（事務局：JETRO 北京センター知識産権部）では、中国日本商会 IPG の発足 10 周年を記念し、IPG 活動の回顧と展望、更なる中国政府機関との協調と対話の方針を表明するため、「イノベーションを促進するための特許権の活用＜副題＞中国の企業経営における技術・研究開発戦略および知財戦略」をテーマとするシンポジウムを開催いたします。

参加をご希望の方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、7月22日（木）までにお申し込みください。知的財産権に係る情報共有や情報交換の場として、皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2010年7月27日（火）13：00～18：00

場所：長富宮飯店 1階 芙蓉の間

北京市建国門外大街26号 (<http://www.cfgbj.com/jp/index.htm>)

内容：第一部 IPG 活動発表会（13:00-13:50）

第二部 シンポジウム（14:00-18:00）

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow_BID_1607.html

2. 平成22年度 中小企業知的財産権保護対策事業のお知らせ
- 海外での知的財産権侵害についての調査費用を助成します -

ジェトロでは中小企業の模倣品・海賊版対策サポートのため、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、ジェトロが現地の調査機関に委託し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等について調査をします。ジェトロは、侵害調査にかかった費用の2/3(上限額300万円)を助成します。

本事業による助成を希望される方は、次のURLの公募要領をご覧の上、ジェトロ知的財産課までお問合せ下さい。(http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/)

申請受付期限：2010年12月15日（月）17：00必着（期限内随時受付）

※上記期限内でも予算がなくなり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

<平成21年度実績>

平成21年度には15件の侵害調査を実施しました。

（中国 13件、台湾 1件、スリランカ 1件）

ジェトロ知的財産課 担当：河野(かわの)、石田(いしだ)

TEL：(03)3582-5198 FAX：(03)3585-7289 E-mail：CHIZAI@jetro.go.jp

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 最高裁、ネット上の著作権侵害事件に関して司法解釈作成へ（法制網 2010年4月28日）
2. 国家版權局、著作権質権登録弁法をめぐり意見募集（新華網 2010年4月27日）
3. 最高裁、商標権の権利確定・付与をめぐった行政事件の審理について意見発布（新華網 2010年4月25日）
4. 「専利権担保登記弁法」草案が公表、6月15日までに意見募集（中国政府法制情報網 2010年5月21日）
5. 上海市、研究開発促進の条例を改正、経費確保を明記（国家知識産権網 2010年5月19日）
6. 知的財産権犯罪の刑事処罰のハードルを引き下げ、最高検と公安部が規定発布（国家知識産権網 2010年5月27日）

○中央政府の動き

1. 国家知識産権局、2009年度「中国知的財産権保護状況」白書を発表（国家知識産権網 2010年4月29日）
2. 中国政府、今年中に商標審査の滞貨問題を徹底解決（中国新聞網 2010年4月29日）
3. 商務部、国外出展企業の意識向上に取組み、知財保護強化目指し（新華網 2010年4月16日）
4. 全人代委員長、コンテンツ産業のブランド育成を強調（国家知識産権網 2010年5月4日）
5. 國務院、民営企業のイノベーション促進などに指導意見（国家知識産権網 2010年5月14日）
6. 国家工商総局の商標ビル起工式、書類の管理強化目指す（国家工商総局ウェブサイト 2010年5月12日）
7. S I P O田力普局長 エプソンなどの外資系企業を視察（国家知識産権網 2010年5月11日）
8. 中ロが知的財産権長官会合を開き、人材育成の提携で覚書（国家知識産権網 2010年5月17日）
9. 第2回中米戦略・経済対話、知的財産権が引き続き重要課題（国家知識産権網 2010年5月28日）
10. 発改委、企業の支援プロジェクトに自主的知的財産権が要件（国家知識産権網 2010年5月27日）
11. 外資系企業による「国家自主イノベーション製品」の申請を歓迎、科技部（新華網 2010年5月25日）

○地方政府の動き

1. 北京、義務の明確化目指し小売・供給業者用の知財モデル契約書を導入（北京商報 2010年5月10日）
2. 広東省、商標権侵害犯罪の通報者に四ランク報奨金制度導入（南方網 2010年5月15日）
3. 広東省、イノベーション促進活動に五つのスポットライト（科技日報 2010年5月17日）
4. 中関村自主革新モデル地区、知的財産権担保融資に利子補給（証券日報 2010年5月24日）

○司法関連の動き

1. 最高裁、知財権侵害の損害賠償制度を引き続き強化へ（法制網 2010年4月28日）
2. 専門技術に係わった事件で専門家の支援を求め、最高裁（法制網 2010年4月28日）
3. 上海高裁、知的財産権の司法保護で関連当局にアドバイス、提携強化へ（人民網 2010年4月27日）
4. 技術型の知財事件審理で新モデル導入、北京市の裁判所（国家知識産権網 2010年5月13日）
5. 最高裁副院長、知的財産裁判は国の競争力強化に立脚すべき（国家知識産権網 2010年5月21日）

○統計関連

1. 第107回広州交易会、権利侵害企業が232社、前回よりやや減少（新華網 2010年4月26日）
2. 専利出願総件数が600万件超、登録が323万件（国家知識産権網 2010年5月2日）
3. 2009年のソフトウェア海賊版率、金額ベースで12%に下降（国家知識産権網 2010年5月11日）
4. 発明特許出願件数が快速成長を維持、昨年は17.7%増（国家知識産権網 2010年5月20日）
5. 国際特許出願のための国からの助成金、昨年は5285万元（国家知識産権網 2010年5月27日）
6. SIPO報告書：昨年の審査に対する満足度が79.4（国家知識産権網 2010年5月26日）

○その他知財関連

1. 米通商部、中国を優先監視国に指定、知的財産権保護が不十分で（環球網 2010年5月1日）
2. 広州交易会が閉幕、消えない「HELLO KITTY」の商標権侵害（中新網 2010年5月5日）
3. 最高裁、知的財産権司法保護HPを開設（人民網 2010年4月27日）
4. 「緑のブックマークキャンペーン2010」に3億人参加、海賊版拒否（国家知識産権網 2010年5月14日）
5. 2010上海万博 独自の知的財産権1100件を応用（国家知識産権網 2010年5月10日）
6. 国際競争力ランキング、中国大陸部は18位（新華網 2010年5月21日）
7. 海賊版取締り強化する中関村、販売業者に新たな手口（法制日報 2010年5月16日）
8. 研究者の助手不足が深刻に、イノベーション型国家建設の妨げ（人民網 2010年5月

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★5. 上海市、研究開発促進の条例を改正、経費確保を明記★★★

市と所属の各区（県）財政の科学技術関係経費の年間増加率が経常的収入の増加幅を上回ることや、社会全体の研究開発費が域内総生産（GDP）の 2.5%以上確保することなどを盛り込んだ「上海市科学技術進歩条例」の改正案が先日、上海市政府より市人民代表大会常務委員会に審議のために提出された。

科学技術事業に投入する財政資金の管理について、「条例」改正案では資金の用途に基づき八大種類に分けてそれぞれ規定した上、市の財政、科学技術担当部署に対し、関係部門と提携して財政資金の効果を評価するための体制を整えることが求められている。

このほか、改正案は研究開発活動に励む技術者のモチベーションの向上を狙い、「科学技術成果転化法」および「専利法」、「専利法実施催促」の規定に基づき、発明の実施と技術成果の実用化への奨励措置を明記。さらに、財政資金による研究プロジェクトについての誠実信用管理ファイルの導入なども盛り込まれている。（国家知識産権網 2010 年 5 月 19 日）

★★★6. 知的財産権犯罪の刑事処罰のハードルを引き下げ、最高検と公安部が規定発布★★★

他人の特許を虚偽表示し、非法経営金額が 20 万元以上または 2 件以上の他人の特許を虚偽表示し、非法経営金額が 10 万元以上若しくは違法所得が 5 万元以上の場合、刑事訴追をしなければならない。5 月 18 日に最高人民検察院（最高検）と公安部が共同で発布した「公安機関の管轄する刑事事件の訴追基準についての規定（二）」（以下は訴追基準（二）と略す）で、2001 年発布の「刑事訴追基準に関する規定」（以下は元規定）より刑事処罰のハードルを下げる内容が新規追加された。元規定では金額基準として違法所得 10 万元と権利者の損失 50 万元の二つだけが設けられていた。

「訴追基準（二）」は合法性、協調性、科学性、実用性などの原則を踏まえ、42 種類事件の訴追基準について改正を行った。営業秘密侵害犯罪の訴追基準について、元規定では▽営業秘密の権利者に 50 万元以上の経済的損失を与えた▽権利者に倒産させ、またはその他の重大な結果をもたらした——と規定していたが、訴追基準（二）は「営業秘密の侵害による違法所得が 50 万元以上」との規定が追加された。

商標事件について新規規定の第 69 条では、同一の商品に他人の登録商標を不正使用した場合は非法経営金額 5 万元以上または違法所得 3 万元以上、さらに二つ以上の登録商標専用権を侵害した場合は、非法経営金額 3 万元以上または違法所得 2 万元以上とそれぞれ訴追基準に追加されている。元規定の「個人の非法経営金額 10 万元と企業の非法経営金額 50 万元（第 61 条）」のみの規定に比べ、訴追基準が大幅に下げられた。（国家知識産権網 2010 年 5 月 27 日）（国家知識産権網 2010 年 5 月 27 日）

○中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、2009 年度「中国知的財産権保護状況」白書を発表★★★

国家知識産権局は4月29日、昨年の中国の知的財産権保護分野における取り組みと成果をまとめた「2009年中国知的財産権保護状況」白書を発表した。

2009年に中国は経済の発展を中心に、国際金融危機の克服に全力を上げ、国家知的財産権戦略の実施を強力に進め、知的財産権保護の各作業を着実に進めてきた。白書は2009年の中国知的財産権保護活動の状況について▽知的財産権立法活動における新たな進展▽知的財産権の許認可業務の能力向上▽行政エンフォースメントの改善と部門間協力の新体制▽知的財産権司法保護の強化▽知的財産権体制の整備▽知的財産権普及・啓蒙活動の成果▽知的財産権人材の育成研修活動の推進▽知的財産権をめぐる国際交流・協力の発展——の8部分に分けて作成された。(国家知識産権網 2010年4月29日)

★★★4. 全人代委員長、コンテンツ産業のブランド育成を強調★★★

全国人民代表大会常務委員会の呉邦国委員長がこのほど行われた全人代常務委第14回会議の閉幕式で、自主的知的財産権を持ち競争力を有するコンテンツブランドとコンテンツ企業の育成に取り組み、コンテンツ産業が国民経済成長の新たなに牽引力になるよう努めなければならないと強調した。

全人代常務委第14回会議で国務院によるコンテンツ産業発展活動状況についての報告書が審議された。呉邦国委員長は公益性文化事業の発展を進めるとともに、経済的効果と社会的効果の統一を堅持し、経済構造の調整や新たな成長点の育成に向けコンテンツ産業の役割を十分生かせることが重要だとの考えを示し、重大コンテンツ産業プロジェクトの実施、コンテンツ産業基地の整備や地域コンテンツ産業群の形成に取り組むべきだと指摘した。自主的知的財産権と競争力を持つコンテンツブランドや主力企業の育成の必要性を強調した。(国家知識産権網 2010年5月4日)

★★★5. 国務院、民営企業のイノベーション促進などに指導意見★★★

中国は民営企業によるイノベーションや技術成果の実用化、R&D投資、コア技術の開発を奨励、促進する方針を固めている。中国政府網で13日に発表された「民間投資の健全な発展を奨励、指導する国務院の若干意見」で明らかになった。

「意見」は12章36条からなる。各地方、部門に対し、民間投資の健全な発展を奨励、指導する作業をさらに重視し、具体的施策の作成を急ぎ、関連政策を確実に徹底することにより、民間投資の発展を促進する政策的環境や雰囲気醸成に取り組むよう求めている。

「意見」によると、国は▽税制優遇措置で民営企業のR&D投資、自主的イノベーションなどを奨励し、企業の研究開発センターの設立や人材育成を支援する▽研究成果の実用化を奨励する政策の実施を急ぎ、技術取引市場や研究成果登録制度の整備に取り組む▽民営企業による新製品の開発により多くの奨励措置を実施し、民営企業のブランド戦略を支援する——などに行っている。(国家知識産権網 2010年5月14日)

★★★7. S I P O田力普局長 エプソンなどの外資系企業を視察★★★

国家知識産権局(S I P O)の田力普局長は10日、天津市で日本のエプソンや韓国の三星集団(サムスングループ)などの外資系企業を視察し、中国の知財保護制度と法律に関する企業側の意見と提案を聞き取り、「中国は今後、国内にある外資系企業のために知的財産権保護に向けた良好な環境作りを行い、知財権を侵害する行為を断固として取り締まり、外資系企業の中国での投資に対してよりよいサービスを提供する」ことを明らかにした。

田局長は同日、商務部、公安部、税関総署、最高人民検察院などの関連部門の責任者と

ともに、日本のエプソン社や韓国の三星集団（サムスングループ）などの外資系企業が天津市に設立した支社機関を視察し、中国の知財権保護活動に対する外資系企業の意見や提案を聞き取った。

エプソンなど外資系企業の責任者らは企業が中国進出以来の知財発展状況を田局長に紹介したほか、特許審査のプロセス、審査期間、エンフォースメント（法執行）、司法保護などの面における質問と提案を出した。田局長はこれらの質問を答えた上、今後も企業との交流を深めたい意思を表明し、外資系企業とのコミュニケーションや交流を強化することにより、知財権保護方面のサービスを絶えず改善し、外資系企業の中国での投資行為に対して一層公平な環境作りに取り組みたいと考えてを示した。（国家知識産権網 2010年5月11日）

★★★8. 中口が知的財産権長官会合を開き、人材育成の提携で覚書★★★

中国国家知識産権局とロシア連邦知的財産権・特許・商標庁は5月17日、長官会合を北京で開き、「知的財産権保護の分野における教育と専門家の育成訓練の実施に関する覚書」を締結した。国家知識産権局の田力普局長とロシア連邦知的財産権・特許・商標庁のボリス・シモーノフ（Boris Simonov）長官は中口双方の知的財産権立法と知的財産権保護などの問題で意見を交換した。

田力普局長は、国家知識産権局の最新状況を紹介し、双方が知的財産権戦略など分野での情報交換、提携強化をさらに進めていくことに期待を示したうえ、中国の「専利法」および国際条約に基づいてロシアの企業や創造者に質の高いサービスを提供したいと表明。今回締結した覚書について、田局長は人材育成と政策研究の分野における双方の提携強化に役立ち、双方の協力関係をいっそう推進するものだとの考えを示した。

シモーノフ長官は知的財産権分野におけるロシアの動態と特許出願の状況などを説明し、両国の経済発展にとって知的財産権とその保護は重要な意義を持つもので、双方が国家革新戦略、知的財産権法律情報の交流、企業向けの知的財産権サービスなど多くの分野で更なる協力を行うことができるとの認識を示した。

「知的財産権保護の分野における教育と専門家の育成訓練の展開に関する覚書」は、知的財産権人材育成に関する協力の内容、分野、方法および資金提供などを盛り込んだもので、双方は教育と育成訓練のほか、情報交換と相手側の検討会参加なども行うことにしている。（国家知識産権網 2010年5月17日）

★★★9. 第2回中米戦略・経済対話、知的財産権が引き続き重要課題★★★

第2回中米戦略・経済対話が5月24～25日に北京で開催された。開幕式では胡錦濤国家主席が重要な演説を行い、オバマ米大統領からもメッセージが寄せられた。胡主席は演説の中で、中国は中米関係の発展を非常に重視し、健全な中米関係は両国民の共通の願望に合致し、時代潮流に順応するものである上、アジア太平洋地域さらに世界の平和・安定・繁栄にも寄与するものだと強調。オバマ大統領はメッセージで「世界最大の経済国として、米中両国はG20構成国と共に、世界経済の回復を促し、気候変動などグローバルな問題や地域の問題に共同で対処していくべきだ。米中戦略経済対話は意思疎通と相互理解の強化に寄与する」と表明した。

対話の期間中に双方は戦略対話で中米関係、エネルギー安全保障、気候変動、国連平和維持活動などについて、経済対話で▽力強い経済の復興とより持続的でバランスのとれた経済成長の促進▽相互利益を促進する貿易・投資▽金融市場の安定・改革▽国際金融システムの改革などについて意見を交わした。

双方が注目している知的財産権保護の問題は引き続き重要課題となっている。5月24日の午後に行われたブリーフィングで商務部の陳徳銘部長が「中国の知的財産権保護の誠意と決心は揺ぎ無いものだ」と強調したほか、科学技術部の曹健林副部長が「中国は自主的イノベーション、中国進出の外資系企業の投資、研究協力を奨励する方針を堅持していく」と表明した。

中米戦略・経済対話は胡主席とオバマ大統領が昨年4月に提言したもので、初会合は同年7月にワシントンで行われた。(国家知識産権網 2010年5月28日)

★★★10. 発改委、企業の支援プロジェクトに自主的知的財産権が要件★★★

国家発展と改革委員会が5月18日、企業の設立した技術センターのイノベーション能力向上を支援する特別プロジェクトを今年に実施する旨の通達を出し、同プロジェクトの申請作業を始動させた。通達によると、同プロジェクトにくみ込まれる企業には必須要件として自主的知的財産権を保有することが求められている。

プロジェクトの支援する重点分野は情報、バイオ医薬、新材料、航空宇宙、装備製造、農業、省エネなど持続的発展可能なハイテク分野と戦略的新興産業。支援対象は国の認定を受けた、▽整備された研究・開発・試験施設▽創造能力が強く、研究開発活動への投資が多い▽核心的技術、知名ブランドなど自主的知的財産権を保有する▽開発・創造レベルは業界をリードするもので国際的競争力を持つ——などの要件を備えている企業の技術センターである。

国家発展改革委の責任者によると、同プロジェクトは技術開発への企業投資を指導、サポートし、その自主的イノベーション能力の向上を促進することが狙いで、コア技術の開発や経済構造の調整、技術のグレードアップを促成できる環境の醸成、自主的イノベーション能力と国際的競争力を有する企業の育成に役立つことが期待されている。(国家知識産権網 2010年5月27日)

○司法関連の動き

★★★4. 技術型の知財事件審理で新モデル導入、北京市の裁判所★★★

技術的素養を有する裁判官2人と国家知識産権局専利複審委員会の派遣する審判官1人(人民裁判員)からなる技術グループが達成した技術的結論を、さらに裁判官2人を加えた合議法廷で審理して判決を下す——「3人技術グループ、5人合議法廷」。北京市第二中級人民法院(裁判所)は2008年末から、技術問題に係った知的財産権事件で新しい審理モデルを導入し、裁判の効率と質の大幅な向上を実現できた。

同裁判所の知的財産権法廷の張曉津・副廷長によれば、技術的問題に係った特許権紛争、技術契約紛争、コンピューターソフトウェア紛争、営業秘密紛争などの事件は現在、全体の30%以上を占めるまでになっており、審判の難しさが絶えず増大し、裁判効率の改善を制限するボトルネックとなっている。技術的問題に係った事件の平均審理時間は知財案件全体の平均審理時間66.3日間を大きく上回る96.4日間となっていた。

新しい審理モデルでは技術的問題とその他の問題を別々に審理し、「3人技術グループ」の合議した技術的結論を「5人合議法廷」で再び議論する「二回合議」と判決文書の「二回確認」という審理モデルを導入したことにより、技術的問題の審理周期を短縮させ、法廷審理の効率と結論の正確性を高めることができた。新モデル導入して1年来に同裁判所は複雑な技術問題に係った知的財産権事件39件を審理し、平均審理時間は70数日間まで短縮できた。また、控訴審では、いずれも同裁判所の判決が維持され、判決が覆されたま

たは「審理差し戻し」の事件は一つもなかった。

張曉津・副院長によると、北京市第二中級人民法院は今年も技術系裁判官の人材資源を集中させ、「3人技術グループ、5人合議法廷」の審理モデルのさらなる規範化を進めることにしている。技術的事件の知財裁判の効率と質の改善を制限する支障を根本的に解除する狙いである。(国家知識産権網 2010年5月13日)

★★★5. 最高裁判院長、知的財産裁判は国の競争力強化に立脚すべき★★★

最高人民法院(最高裁)の奚曉明・副院長がこのほど、知的財産権裁判活動について話し合う最高裁のシンポジウムの席上で、知的財産権裁判は国内・国外の状況を正確に把握し、さまざまな知的財産権紛争の適切な処理を通じて、投資環境の改善と自主的イノベーション、科学技術の進歩を促進し、中国の知的財産権総合力と国際競争力の向上に寄与しなければならないと強調し、自主的イノベーション能力と国の核心的競争力の向上に立脚し、知的所有権の権利人の利益の十分な実現を保障し、権利濫用を防止して、公平で合理的な発展環境を作り上げることを視野に入れて知的財産権裁判業務を推進していくべきだと指摘した。

奚副院長はさらに、▽自主的イノベーション能力と国の核心的競争力の向上をめぐって特許権の保護を強化▽自主的ブランドの育成とブランド経済の発展をめぐって商業標識の保護を強化▽新しいビジネスモデルの発展とコンテンツ産業の繁栄をめぐって著作権保護を強化▽市場構造の改善と公平競争の擁護をめぐって競争事件の裁判業務を強化▽国の重大活動の開催の保障をめぐって関連知的財産権事件の裁判を適切に行う▽良好な貿易・投資環境の醸成をめぐって平等の保護を強化——など最高裁の具体的な方針を明らかにした。(国家知識産権網 2010年5月21日)

○統計関連

★★★2. 専出願総件数が600万件超、登録が323万件★★★

中国の専出(特許、実用新案、意匠)出願の総件数は2010年3月末現在600万件の大台に乗り、601万1448件に達した。国家知識産権局がこのほど発表した統計データでわかった。

権利別に見れば、それぞれ特許出願が200万5779件、実用新案出願が207万3596件、意匠出願が193万2073件となっている。内国出願は特許118万4512件、実用新案205万8905件、意匠181万6748件の総計506万165件で、外国出願は特許82万1267件、実用新案1万4691件、意匠11万5325件の総計95万1283件であった。一方、三種類権利の総登録件数は323万677件となっている。(国家知識産権網 2010年5月2日)

★★★3. 2009年のソフトウェア海賊版率、金額ベースで12%に下降★★★

中国のソフトウェア海賊版率は2009年、市場価格で算出した金額ベースで12%となり、前年の15%より3ポイント下降した。5月10日に発表された「2009年中国ソフトウェア海賊版率調査報告書」でわかった。

報告書によると、インストールされた海賊版ソフトウェアを市場価格で換算すれば、昨年海賊版ソフトウェアの総額は前年と横ばいの1289億元で、ソフト産業全体に対する海賊版率は12%、前年より3ポイント減少し、ソフトウェア製品に対する海賊版率は28%、同1ポイント減だった。

インストールされた海賊版ソフトウェアの件数で見れば、全ソフトウェア製品の海賊版

率は 2009 年が 45%で、前年の 47%より 2 ポイント下降した。2005 年以降のオペレーティングシステムの海賊版率はそれぞれ 2005 年が 81%、2006 年が 68%、2007 年が 39%、2008 年が 29%、2009 年が 27%となっており、下降傾向を見せている。

報告書の発表にあわせて行われたフォーラムで中国工程院の倪光南院士(アカデミー会員)が、無料ソフトと国産低価格ソフトの普及は海賊版率が大幅に減少した要因の一つだと指摘。一方、参会した有識者では国内ソフト企業の開発力向上も海賊版率の減少につながったとの見方を示している。

「中国ソフトウェア海賊版率調査 2009」は国家知識産権局の依頼を受け、インターネット実験室と超元実験室が担当する研究プロジェクトで、2005 年から毎年行われている。(国家知識産権網 2010 年 5 月 11 日)

★★★4. 発明特許出願件数が快速成長を維持、昨年は 17.7%増★★★

今年 3 月 31 日現在の中国の発明特許出願総件数は 200 万件の大台を突破した。2009 年には国際金融危機の影響にもかかわらず、国内の特許出願は前年より 17.7%増え、快速な成長を維持していた。一方、国外からの出願は 10.3%減で、全体に占める国内出願の割合が前年より 5.7 ポイント増の 72.8%となった。

2009 年の発明特許登録件数は前年より 37.1%増加した。このうち、国内出願の登録件数は同 40.4%増で、全体に占める割合が前年より 1.2 ポイント上昇した 50.9%となっており、1990 年代以来初めて国外出願登録を上回った。有効特許件数については、国内が前年より 41.1%増加し、全体に占める割合が 41.1%で、内外国の格差が 2008 年の 24.4 ポイントから 17.8 ポイントに縮小した。

2009 年の国内の発明特許出願には職務発明が 75.2%、前年の 72.2%より 3 ポイント増加した。職務発明の特許出願のうち、企業による出願が 3 分の 2 を超えた 68.7%で、企業の創造力向上とイノベーション活動における主体的地位の確立が伺えた。

地域別に見れば、中西部の成長が速く、伸び率ランキング上位 8 地域のうち、重慶市の伸び率が 92.5%、安徽省が 63.6%で、四川省、陝西省、貴州省が 50%を超えたなど、7 地域が中西部にある。中西部における知的財産権戦略の実施徹底で地域の発展が促進され、自主的イノベーション能力の整備に目覚しい進展が見られた。

一方、発明特許出願の企業ランキングトップ 10 には国内企業が 4 社、登録件数トップ 10 には国内企業がたった 2 社だった。自主的知的財産権の保有件数で優位性を持つ国内企業が少ないことがわかった。また、国内出願の特許請求範囲が平均で 7 項目、明細書が平均 9 ページに対し、国外出願はそれぞれ 18 項目、28 ページで、国内外の出願特許のレベルに一定の格差が存在していることも明らかになった。(国家知識産権網 2010 年 5 月 20 日)

★★★5. 国際特許出願のための国からの助成金、昨年は 5285 万元★★★

国家知識産権局は 2009 年に特許協力条約に基づいた PCT 出願 1146 件に対し、支援助成金 5285 万元を交付した。助成金を申請する国際出願は通年で 2110 件、申請金額は 8900 万元であった。国家知識産権局が 5 月 27 日に開催した国際出願支援助成金活動会議で専利管理司の雷筱雲・副司長が明らかにした。

国は 2009 年に国際特許出願支援助成金を設立し、国内の中小企業、研究機関などを対象に国外での特許出願にかかる費用を助成することにした。財政資金のサポートにより出願者の負担軽減を図り、国外出願を奨励するのが狙い。世界知的所有権機関(WIPO)の統計によると、昨年に世界全体の PCT 出願総件数は 1978 年の制度発足以来初めて前年を下

回った4.5%減の15万5900件であった一方、中国からのPCT出願は7946件、前年より29.7%と大幅に増加し、上位5位にランク入りした。国の財政支援策が功を奏したと見られている。

今年の助成金交付活動の順調な展開と、国の関連政策を徹底するために、国家知識産権局は今回の全国活動会議を開催した。会議では昨年の活動状況の総括や2010年度の補助活動についての具体的配置などが行われた。(国家知識産権網 2010年5月27日)(国家知識産権網 2010年5月27日)

★★★6. SIPO 報告書：昨年の審査に対する満足度が79.4★★★

国家知識産権局の特許審査業務の質などに対するユーザーの満足度についてのアンケート調査結果をまとめた報告書によると、2009年度の満足度は79.4で、2008年度の77.3より優れて、特許審査の品質に対する公衆の満足度が改善しつつあることがわかった。

全体満足度の上昇だけでなく、各具体的指標もそれぞれある程度の向上を見せている。アンケート調査の結果によると、審査結果と審査過程の正確性に対する満足度は2009年が82.0で、前年の76.8より明らかに改善されたほか、公衆の不満を示す指数が明らかに下落した。また、信頼感指数が著しく上昇し、調査を受けた人の中で審査の品質が認められていることが示された。

審査の効率について2009年の満足度は76、前年の75より少し上昇し、依然として注目されている重点項目であった。回答者によって審査の各段階に対する期待と満足度は明らかに異なっているが、半数以上は一次審査順番待ち期間（FA期間）を4ヶ月以内、半数近くは実体審査終結周期を6ヶ月以内にすることを望んでおり、前年の調査とほぼ同じ結果で、実体審査の効率向上に対する高い期待が伺える。(国家知識産権網 2010年5月26日)

○その他知財関連

★★★4. 「緑のブックマークキャンペーン2010」に3億人参加、海賊版拒否★★★

全国「掃黄打非（ポルノ・違法出版物一掃）」弁公室と新聞出版総署、国家版權局、中央テレビ局が共同で進めている「緑のブックマークキャンペーン2010」で、インターネットユーザー3億人が行動参加を表明し、一般市民の知的財産権保護への関心の新しい高まりを迎えることができた。主催者側の関係者への取材でわかった。

4月12日に発足された「緑のブックマークキャンペーン」に全国で出版社100社、書店1000店、ウェブサイト運営企業100社、映画館100ヶ所、中小学校100校が「緑のブックマーク」の無料配布に参加している。また、各地の海賊版製品集中廃棄現場や成都市第20回書籍博覧会、上海万国博覧会、各地の大型書籍市場で「海賊版拒否、私から始めよう」と題する署名活動が相次いで展開。新華網、人民網、新浪網、中央テレビ網などポータルサイトで「キャンペーン」のために開設された特集コラムへのページアクセス数はたった一週間で400万にも上った。

このほか、4月26日に行われた大型テレビ番組「緑のブックマーク2010」において、中国インターネット協会著作権活動委員会と中国映画著作権協会などが共同で「インターネットにおける動画著作権の協力・保護の規則」を公表し、新浪(Sina)、優酷(Youku)、土豆(Tudou)を含む18のウェブサイトが北京テレビ芸術センター、中視影視制作有限公司など24社の著作権保有企業と知的財産権分野の提携事業について契約を締結した。(国家知識産権網 2010年5月14日)

★★★5. 2010 上海万博 独自の知的財産権 1100 件を応用★★★

2010 年中国上海世界博覧会（上海万博）の科学技術をめぐる記者会見が 9 日に行われ、出席した上海市科学技術委員会の寿主任の紹介によると、全国約 1 千の科学研究機関と企業の 1 万人に上る科学技術者の 5 年にわたる努力を経て、このたびの上海万博には中国独自の知的財産権を備えた科学技術成果 1100 件あまりが広範囲に応用されている。このことは万博閉会後の産業化のさらなる推進・応用に向けた土台を形作るものとなる。

上海万博を科学技術の革新的成果を豊富に備えた一大イベントとするために、科学技術部と上海市政府は 2004 年に「万博科学技術行動専門プロジェクト」を正式に確定。前景への展望、ニーズとの融合、応用の焦点化という 3 段階に分けて作業を展開し、新エネルギー、生態環境保護、省エネ建築、インテリジェント化技術、情報ネットワーク技術、新材料などの分野で、230 項目を超える意欲的な科学技術プロジェクトを相次いで展開し、自主的な知的財産権成果 1100 件あまり獲得した。これらの成果は万博の計画、運営、展示など各方面に応用されている。（国家知識産権網 2010 年 5 月 10 日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved